様式第三十一号の二（第十二条の十二の二十五関係）

（表面）

分析試験の用に供する産業廃棄物輸出届出書

年　月　日

環境大臣　　殿

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の12の25第５項の規定により、分析試験の用に供する産業廃棄物（その重量が25キログラム以下であるもの（廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物及びポリ塩化ビフェニル処理物を除く。）に限る。）の輸出を行うので、関係書類及び図面を添えて届け出ます。

①産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び性状	
②産業廃棄物の数量（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合はその数量を含む。）	
③産業廃棄物を生じた事業場の名称及び所在地並びに施設の種類	
④産業廃棄物又は当該産業廃棄物を輸出の相手国において分析試験を行うために処理したものの運搬を行う者	住　所 氏　名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
⑤運搬施設の種類	
⑥運搬経路	

（日本工業規格　Ａ列４番）

（裏面）

⑩処分を行うための施設の処理能力	㎥／日（　）時間 t／日（　）時間 ㎥／時間 t／時間 面積　㎡ 埋立容量　㎥
⑪処分を行うための施設の処理方式並びに構造及び設備の概要	
⑫排ガスの処理方法	
⑬排水の処理方法	
⑭残さの処理方法	
⑮放流水の水質	
⑯放流水の水量	㎥／日
⑰放流水の放流方法及び放流先の概況	
⑱輸出予定年月日（輸出の一括確認にあっては、輸出の開始予定年月日及び輸出を行う期間）	

備考

１　※の欄は記入しないこと。

２　⑧処分を行うための施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別又は分析試験を行う設備の種類を記入すること。

３　⑫排ガスの処理方法、⑬排水の処理方法及び⑭残さの処理方法については、その概要を記入するとともに、別紙に処理系統図を示すこと。

４　⑮放流水の水質は、最終処分場の場合は、排水基準を定める省令第１条に規定する排水基準の項目及びダイオキシン類について放流水の予定水質を記入すること。

５　⑰放流先の概況については、放流先の種類（河川、湖沼等）及び放流先との関係等を記入すること。

６　運搬を行う者や運搬施設が複数ある場合にあっては、④～⑥欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

７　処分を行う者や処分を行うための施設が複数ある場合にあっては、⑦～⑰欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

８　分析試験の用に供する産業廃棄物を輸出しようとする場合にあっては、⑩及び⑪欄の記載を省略することができる。

※手数料欄

（新設）

（裏面）

⑩処分を行うための施設の処理能力	㎥／日（　）時間 t／日（　）時間 ㎥／時間 t／時間 面積　㎡ 埋立容量　㎥
⑪処分を行うための施設の処理方式並びに構造及び設備の概要	
⑫排ガスの処理方法	
⑬排水の処理方法	
（新設）	（新設）
⑭放流水の水質	
⑮放流水の水量	㎥／日
⑯放流水の放流方法及び放流先の概況	
⑰輸出予定年月日（輸出の一括確認にあっては、輸出の開始予定年月日及び輸出を行う期間）	

備考

１　※の欄は記入しないこと。

２　⑧処分を行うための施設の種類については、脱水施設、焼却施設、中和施設、最終処分場等の別を記入すること。

３　⑫排ガスの処理方法、⑬排水の処理方法については、その概要を記入するとともに、別紙に処理系統図を示すこと。

４　⑭放流水の水質は、最終処分場の場合は、排水基準を定める省令第１条に規定する排水基準の項目及びダイオキシン類について放流水の予定水質を記入すること。

５　⑯放流先の概況については、放流先の種類（河川、湖沼等）及び放流先との関係等を記入すること。

６　運搬を行う者や運搬施設が複数ある場合にあっては、④～⑥欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

７　処分を行う者や処分を行うための施設が複数ある場合にあっては、⑦～⑯欄に「別紙のとおり」と記載し、別紙を添付すること。

（新設）

※手数料欄